４

　　　　施策の推進

**Ⅰ　啓発・交流**

現状と課題

アンケート調査結果によると、障がいのある人に対する差別については、約９割の方があると感じていることがわかりました。

障がいの有無等にかかわりなく、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会（共生社会）について、約８割の人が賛同できるとしています。

こうしたことから、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うとともに、学校における障がい福祉教育をより充実させる必要があります。

また、共生社会の実現にむけて、障がいのある人とない人がともに参加することができるイベントなどの充実により、お互いのコミュニケーションを図る機会を増やすことや、学校等における福祉教育の実施などにより日常的にふれあい、互いに理解しあうことができる環境を充実させる必要があります。

あわせて、障がいのある人の地域生活を支えるボランティアの育成や地域での協力体制の充実が必要です。

基本的施策

「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解の促進と、幅広い市民参加による普及・啓発活動を推進します。

１　啓発・広報活動の推進　　　２　地域福祉活動の推進

３　障がい福祉教育の充実　　　４　ボランティア活動の推進

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　啓発・広報活動の推進 | ア　広報紙、ホームページを活用し、障がい者の日・障がい者週間にあわせた啓発を行います。  イ　講演会を開催します。  ウ　障がい者作品展を行います。  エ　障がい疑似体験（ハンディキャップシュミレーション）を促進します。  オ　障害者権利条約及び障がい者関連法令の周知を図ります。  カ　「こころの健康講座」により精神保健福祉に関する啓発を推進します。 |
| ２　地域福祉活動の推進 | ア　地域における交流・ふれあいの場づくりを推進します。  イ　見守りネットワーク事業への取組を支援します。 |
| ３　障がい福祉教育の充実 | ア　障がい福祉教育を推進します。  イ　障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学習を推進します。 |
| ４　ボランティア活動の推進 | ア　点字・点訳・要約筆記・手話・音声訳など各種ボランティア育成講座を開催します。  イ　ボランティア活動の情報提供やボランティアのコーディネートなど各種のボランティア活動を支援します。 |

数値目標

１　障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成22年度実績値 | 平成26年度目標値 |
| アンケート調査結果において、障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合 | 89％ | 50％ |

**Ⅱ　保健・医療**

現状と課題

厚生労働省の「身体障害児・者実態調査によると、心臓や腎臓等の内部障がいの発生年齢の8割は、40歳以上となっています。

自立支援医療（精神通院）の受給者数は、平成22年10月１日現在で2,650人となっておい、平成18年から毎年増加しています。

アンケート調査結果によると、精神に障がいのある人約６割が地域で暮らしたいと考えています。

こうしたことから、内部障がいの発生原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見、その後の適切な治療が必要です。

新生児や乳幼児の障がいについても成長過程における障がいの軽減や発達に大きな影響を及ぼすことから、早期発見の機会を逃さないようにし、適切な医療や療育につなげていく必要があります。

また、精神に障がいのある人に対しては、気軽に相談できる窓口の整備や保健所や医療機関との連携により支援体制の充実、退院や社会復帰を促進するための受け入れ環境の整備を図ることが必要となります。

基本的施策

保健・医療・療育サービスの適切な提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療・早期療育に努めます。また、精神保健福祉に関する施策を充実します。

　　　１　障がいの原因となる疾病などの予防及び障がいの軽減

　　　２　早期発見・早期療育体制の確立　　　３　精神保健福祉施策の推進

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　障がいの原因となる疾病などの予防及び障がいの軽減 | ア　各種健診の受診の促進を図るとともに、健康診査の結果に基づき、保健指導を実施します。  イ　身近な市の相談窓口で、メンタルヘルス相談を実施します。  ウ　かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発します。  エ　各種のリハビリテーション事業を推進します |
| ２　早期発見・早期療育体制の確立 | ア　４か月児、１歳６か月児、３歳児健康診査を実施し、必要に応じて健康相談や訪問指導をします。  イ　妊娠、出産、育児についての理解を深める講座を開催します。  ウ　新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施します。  エ　言語訓練事業を充実します。  オ　親子通所療育事業を拡大します。  カ　発達・言語に心配のある子どもと親同士の交流を支援します。  キ　愛知県コロニーと連携し、地域療育支援事業を実施します。 |
| ３　精神保健福祉施策の推進 | ア　精神障がいのある人の社会復帰を支援します。  イ　精神障がいのある人の退院の促進を図ります。  ウ　グループホーム・ケアホームの整備の推進に努めます。  エ　精神障がいのある人の医療費を助成します。 |

数値目標

１　入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行（未定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 平成22年度実績値 | 平成26年度目標値 |
|  |  |  |

**Ⅲ　保育・教育**

現状と課題

障がい児保育については、平成23年３月31日現在において、市内16園（市立14園、私立２園）で実施しています。

小中学校における特別支援教育は、平成23年３月31日現在において、市内47校（小学校34校、中学校13校）で実施しています。

アンケート調査結果では、約６割の人が障がいの程度・内容にあった療育の充実を求めています。

このため、障がいのある子どもへの関わりについて、本人の主体性を尊重した支援体制や障がいの特性や成長段階に応じた適切な教育を受けられる環境の整備、乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要です。

基本的施策

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、各関係機関の連携による保育・教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上などにより、特別支援教育のより一層の充実を図ります。

１　障がい児保育の充実　　　　２　特別支援教育等の充実

３　障がい児の居宅生活の支援等の充実

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　障がい児保育の充実 | ア　障がい児保育を実施します。  イ　保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。  ウ　障がい者生活支援センターにおける相談体制を充実します。 |
| ２　特別支援教育等の充実 | ア　特別支援教育コーディネーターを育成します。  イ　特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。  ウ　就学指導を実施します。  エ　特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。  オ　小・中学校の建物などのバリアフリー化を進めます。  カ　放課後児童健全育成事業を実施します。 |
| ３　障がい児の居宅生活の支援等の充実 | ア　サービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけます。  イ　サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。  ウ　障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。  エ　障がい者生活支援センターの周知に努めます。 |

数値目標

１　放課後児童デイサービス利用者数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成22年度末実績値 | 平成26年度末目標値 |
| １か月当たりの放課後児童デイサービス（児童デイサービス）利用者数 | 354人 | 500人 |

**Ⅳ　雇用・就労**

現状と課題

アンケート調査結果によると、３割以上の人が障がいのある人の雇用促進を充実させるべきだとしています。

また、就労している人のうち、仕事を変えたり、辞めたりした経験のある人は、身体障がい者で３割強、知的障がい者で約３割、精神障がい者で５割強となっています。仕事を変えたり、辞めた主な理由については、身体障がい者、精神障がい者で「病気のため」、知的障がい者で「倒産やリストラのため」の割合が高くなっています。

今後も、各企業に対して障がい者雇用率の引き上げを促すとともに、事業主や従業員などに向けて、障がいのある人の雇用に対する社会的責務や障がいのある人への理解を啓発するとともに、障がいのある人への就労に関する情報提供や相談支援を充実させることが必要です。

あわせて、障がいのある人が長期にわたり就労するためには、関連機関と連携し、障がい特性に対応した多様な雇用形態を採用したり、職場環境の改善を図るなど、職場定着のための支援が必要です。

また、企業などで就労が困難な障がいのある人に対する福祉的就労の場　の確保や事業所の運営の支援などが必要です。

基本的施策

障がいのある人の就労を促進するために、その適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、雇用環境の整備を推進するとともに、障がいのある人が就労を継続できるよう、職場定着指導などの支援体制を充実します。また、福祉的就労の場の確保に向けて、就労施設の整備を支援します。

１　障がい者雇用の促進　　　　　２　福祉的就労の充実

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　障がい者雇用の促進 | ア　障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。  イ　就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。  ウ　障がい者雇用促進企業等物品等調達優遇制度を実施します。  エ　職場の施設や設備のバリアフリー化を推進します。  オ　ジョブコーチの活用促進を図ります。 |
| ２　福祉的就労の充実 | ア　障がい福祉サービス事業所の整備を支援します。  イ　障がいのある人が作った物品の販売を促進します。 |

数値目標

### １　福祉施設利用者の一般就労への移行

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成22年度実績値 | 平成26年度目標値 |
| 福祉施設を退所し、一般就労した者の数年間一般就労移行者数 | ３人 | ２８人 |

**※福祉施設とは、**生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

**Ⅴ　生活支援**

現状と課題

アンケート調査結果によると、障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方でも「家族などで十分な介護ができる」との理由などにより４割弱の方が障がい福祉サービス等を利用していないことがわかりました。

あわせて、今後のサービスの利用意向について、次のような結果となりました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 身体障がいのある人 | 知的障がいのある人 | 精神障がいのある人 | 障がい児 |
| **第１位** | 居宅介護　9.9％ | 短期入所　17.5％ | デイケア・ナイトケア 　13.9％ | 児童デイサービス 　45.8％ |
| **第２位** | 生活介護　8.6％ | 知的障がい者更生施設　16.5％ | 就労移行支援 　12.7％ | 日中一時支援 　34.8％ |
| **第３位** | 移動支援　7.1％ | 生活介護　13.7％ | 生活介護　11.0％ | 移動支援　27.1％ |

また、障がい者生活支援センターでの相談支援について、７割以上の方が利用したことがなく、利用した方の約６割の方が不満があるという結果が出ています。

こうしたことから、まず、福祉サービスの利用を促進し、家族の負担軽減を目指すとともに、障がい者生活支援センターにおいても、障がいのある人やその家族が生活上の課題について気軽に相談でき、満足できる体制を充実させることが必要です。

基本的施策

利用者本位の考え方に基づき、障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。

また、ライフステージに応じた相談支援や各種サービスの提供を図り自立した生活を支援します。

１　障がい福祉サービスの充実　　 ２　地域生活支援事業の充実

３　障がい児の居宅生活の支援等の充実　　４　自立した生活を支えるサービスの推進

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　障がい福祉サービスの充実 | ア　居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。  イ　自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人の適切なサービス利用計画の作成を促進します。  ウ　居宅介護、生活介護等のサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。  エ　居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、人員配置等の基準について指導を徹底するとともに、利用者のニーズについて、積極的に意向を聴取するよう努めます。 |
| ２　地域生活支援事業の充実 | ア　コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート、訪問入浴、日常生活用具給付事業を実施します。  イ　アの事業を実施するサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。  ウ　アの事業を実施するサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。  エ　アの事業の事業所の指定基準の遵守及び個別支援計画の作成状況について確認し、指導します。  オ　地域の課題の解決を図り、障がいのある人の生活を支援します。  カ　障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。  キ　障がい者生活支援センターの周知に努めます。  ク　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発の実施などを検討します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| ３　障がい児の居宅生活の支援等の充実 | ア　放課後児童デイサービス等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。  イ　放課後児童デイサービス等のサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。  ウ　障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。  エ　障がい者生活支援センターの周知に努めます。 |
| ４　自立した生活を支えるサービスの推進 | ア　障がいのある人の福祉の増進を図るため、手当を支給します。  イ　日常的な金銭の管理、安否確認、家事の提供、昼食の配食、家庭ごみの収集、車いすの貸出、寝具乾燥など障がいのある人の日常生活に必要なサポートを行います。  ウ　障がいのある人の外出に必要な交通費の一部を助成します。  エ　障がいのある人が福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料の一部を助成します。  オ　盲導犬、介助犬、聴導犬などの身体障がい者補助犬制度の普及啓発に努めます。  カ　家族と離れて地域生活を体験する宿泊体験事業の効果的な実施方法について研究します。  キ　障がいのある人の居場所づくりの支援について研究します。  ク　成年後見制度の利用支援の方法について研究します。 |

見込み量

１　障がい福祉サービス・相談支援の見込み量

平成2６年度までの障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 居宅介護 | 人  時間 | 303  7,272 | 320  7,680 | 337  8,088 |
| 重度訪問介護 |
| 同行援護 |
| 行動援護 |
| 重度障がい者等包括支援 |
| 生活介護 | 人  延べ日数 | 487  9,412 | 524  9,955 | 563  10,538 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人  延べ日数 | 4  65 | 4  65 | 4  65 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人  延べ日数 | 12  252 | 12  252 | 12  252 |
| 就労移行支援 | 人  延べ日数 | 51  918 | 64  1152 | 77  1386 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 人  延べ日数 | 46  988 | 59  1267 | 72  1547 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 人  延べ日数 | 171  3,176 | 181  3,362 | 191  3,548 |
| 療養介護 | 人 | 3 | 3 | 3 |
| 短期入所 | 人  延べ日数 | 101  606 | 114  684 | 127  762 |
| 共同生活援助 | 人 | 84 | 92 | 100 |
| 共同生活介護 |
| 施設入所支援 | 人 | 204 | 204 | 204 |
| 計画相談支援 | 人 |  |  |  |
| 地域移行支援 | 人 |  |  |  |
| 地域定着支援 | 人 |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※月別（１か月あたりの平均）の見込み量

### ２　地域生活支援事業の内容と見込み量

平成26年度までの地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類と内容 | |
| ① | 障がい者相談支援事業  障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。 |
| 住宅入居等支援事業  賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。 |
| 成年後見制度利用支援事業  障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。　※平成18年度から実施 |
| ② | コミュニケーション支援事業  聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置します。 |
| ③ | 移動支援事業  屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。 |
| ④ | 地域活動支援センター事業  地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。 |
| ⑤ | 日中一時支援事業  障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。 |
| ⑥ | 生活サポート事業  障がい程度区分の判定において非該当となった者に対し、居宅介護従事者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。 |
| ⑦ | 訪問入浴サービス事業  地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 実施見込みか所数（か所）  相談員数（人）  相談件数（件） | 4  9  8,083 | 4  9  8,808 | 4  9  9,533 |
| 実施の予定 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 実施の予定 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 手話通訳者実設置見込み者数（人） | １ | １ | 1 |
| 手話通訳者派遣件数（件） | 372 | 377 | 382 |
| 要約筆記者派遣件数（件） | 6 | 6 | 6 |
| （人）  （時間） | 258  18,060 | 263  18,410 | 268  18,760 |
| 市分　　　（か所数）  　　　　　　　（人） | 17  156 | 19  165 | 21  174 |
| 他市町分　（か所数）  　　　　　　　（人） | 4  15 | 4  15 | 4  15 |
| （人）  　（回） | 270  7,536 | 311  8,680 | 352  9,824 |
| （人）  （時間） | １  15 | １  15 | １  15 |
| （件） | 836 | 841 | 846 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類と内容 | |
| ⑧ | 日常生活用具給付事業  障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。 |
| ⑨ | 更生訓練費給付事業  自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。 |
| ⑩ | 施設入所者就職支度金給付  自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。 |
| ⑪ | 自動車運転免許取得・改造助成事業  障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 合計（件）  介護・訓練支援用具（件）  自立生活支援用具（件）  在宅療養など支援用具（件）  情報・意思疎通支援用具（件）  排泄管理支援用具（件）  居宅生活動作補助用具（件） | 5,404  16  46  52  47  5,243  14 | 5,701  16  48  54  49  5,540  14 | 5,998  16  50  56  51  5,837  14 |
| （人） | ６ | ６ | ６ |
| （人） | ３ | ３ | ３ |
| 自動車運転免許取得助成（件） | ５ | ５ | ５ |
| 自動車改造助成（件） | ５ | ５ | ５ |

○地域自立支援協議会は、平成19年度に設置しました。

**Ⅵ　生活環境**

現状と課題

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として、身体障がい者で「公共施設のバリアフリー化の推進」「交通機関の充実や移動支援の充実」「障がい者向けの公営住宅の整備」などが望まれています。

また、災害時の避難について、障がいのある人全体で約５割、２人に１人が、災害時にひとりで避難できないと回答しています。そのうち、一緒に避難してくれる人がいない人が１割程度います。また、災害などの緊急事態に困ると思うことについては、身体障がい者で「自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない」、知的障がい者、障がい児で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」などの割合が高くなっています。

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちを目指すには、道路、公園、公共施設など、すべての市民が利用する場所のバリアフリー化や障がいがある人が安心して生活できる住環境の整備などが必要です。

地域での緊急時の情報伝達体制の整備や、日頃から地域住民や関係団体などの連携による防災訓練や災害発生時の支援体制を確立し、障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことが必要です。

また、近年は、障がいのある人が被害者となる犯罪も増加していることから、障がいのある人やそのご家族に防犯の普及・啓発が必要です。

基本的施策

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう防災対策を推進します。

１　福祉のまちづくりの推進　　　　２　住環境の整備

３　防災・防犯対策の充実

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　福祉のまちづくりの推進 | ア　障がいのある人などに配慮した歩道や公園の整備を推進します。  イ　不特定多数の人が利用する既存の店舗などについて、段差解消や多目的トイレ設置などの施設改善に対して助成します。  ウ　障がいのある人などに配慮した駅や公共施設の整備を推進します。  エ　「はあとふるライナー」を充実します。 |
| ２　住環境の整備 | ア　市営住宅の再整備にあわせて障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。  イ　身体障がいのある人の住宅改修費の一部を助成します。 |
| ３　防災・防犯対策の充実 | ア　緊急時の情報提供・通信体制を整備します。  イ　災害時要援護者の支え合いマップづくりを推進し、地域における災害時の支え合い、助け合いを進めます。  ウ　福祉施設において障がいのある人の防災訓練を実施します。  エ　障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図ります。 |

数値目標

　１　施設入所者数及び地域生活移行者数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成22年度末実績値 | 平成2６年度末目標値 |
| 施設入所者の削減数（平成17年度比） | 人（　　％） | 20人（10.4％） |
| 施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数（平成17年度比） | 23人（12.1％） | 58人（30.0％） |

**Ⅶ　スポーツ・文化・レクリエーション活動**

現状と課題

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として「スポーツ・文化・レクリエーションの支援」と答えた人は、障がいのある人で少数となっています。また、障がいのない人が企業などの民間活動に対して希望する活動について、「障害のある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動への支援」と答えた方の割合は、３割弱となっています。

しかし、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、社会参加を促進し、障がいのある人の生活の質（ＱＯＬ）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復の効果も期待できます。

障がいのある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動に気軽に参加できる場・機会を設けるとともに、各分野において適切な指導を受けることができるように指導者の養成や確保を行うなどの支援を充実する必要があります。

基本的施策

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人が趣味やスポーツ、学習などさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

１　スポーツ・レクリエーション活動の推進　　　２　文化活動の推進

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　スポーツ・レクリエーション活動の推進 | ア　国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者に「春日井市スポーツ賞」としてその功績を顕彰します。  イ　福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障がいのある人の各種事業プログラムの充実に努めます。  ウ　温水プールなどの利用料金を減免します。 |
| ２　文化活動の推進 | ア　市が主催する講演会や展覧会などの文化活動の場において、手話通訳者や要約筆記者などを設置します。  イ　社会福祉協議会が実施するパソコン講座など各種講座の開催を支援します。  ウ　障がいのある人の創作活動や、音楽・芸能活動を支援します。  エ　社会福祉協議会が実施する地域住民が誰でも参加できるいきいきサロンを支援します。  オ　図書館の録音図書、点字図書の蔵書を充実し、ボランティアによる対面読書サービスの活用を推進します。  カ　図書館の図書無料郵送貸出を実施します。  キ　芸術・文化活動に関する指導者や活動を支えるボランティアなど、人材の育成及び確保に努めます。 |

数値目標

１　福祉文化体育館利用者数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成22年度実績値 | 平成26年度目標値 |
| 平成26年度の福祉文化体育館を利用した障がいがある人の数 | 人 | 人 |

２　市が主催する講演会等における手話通訳設置数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成22年度実績値 | 平成26年度目標値 |
| 市が主催する講演会等における手話通訳派遣の数 | 件 | 件 |

**Ⅷ　情報・コミュニケーション**

現状と課題

アンケート調査結果によると、福祉などの情報を得る手段として、「ホームページ」を閲覧している人は、身体障がい者で約1.5割、知的障がい者、精神障がい者でそれぞれ１割以下となっている一方で、「市の広報」の割合が身体障がい者、知的障がい者で4割以上、精神障がい者で約３割となっています。また、障がい児では「家族・友人」の割合が約5割となっています。

今後は、障がいのある人が必要な情報をタイムリーに得ることができるように、ホームページへの掲載方法を工夫し、よりわかりやすく、閲覧しやすくする必要があります。また、「市の広報」が重要な情報源となっていることから、広報における福祉に関する情報の提供を充実させる必要があります。

また、これらの情報提供については、視覚障がいや聴覚障がいのある人などにも情報が伝わるように、声の広報やＳＰコードなどを活用し、情報のバリアフリー化を進める必要があります。

また、障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、コミュニケーション支援の強化が重要です。そのため、障がいの状況に応じた手話通訳者や要約筆記通訳者派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図る必要があります。

基本的施策

ＩＴ（情報通信技術）の活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立や社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・活用を推進します。

１　情報・コミュニケーション支援の充実

具体的施策

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的施策 | 具体的施策 |
| １　情報・コミュニケーションの充実 | ア　ホームページや冊子などにより制度やサービス内容について周知します。  イ　視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供を進めます。  ウ　福祉に関する情報提供をわかりやすく、充実した内容とします。  エ　市役所に手話通訳者を設置するとともに、医療機関などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。 |

数値目標

１　手話通訳の派遣件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成22年度実績値 | 平成26年度目標値 |
| 手話通訳派遣の利用件数 | 329件 | 382件 |